

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために

来庁不要、または申請期限を延長した 手続きについてお知らせします

市民協働部市民課（庁舎 1 階） 担当：岸本万里子 ☎43-0390

1 証明書の郵便請求

例 住民票の写し、戸籍全部（個人）事項証明書など

2 証明書のコンビニ交付サービスの利用

例 住民票の写し、所得証明書、印鑑登録証明書など
※ 利用には、マイナンバーカードが必要です。
※ 窓口で交付を申請するよりも、50円安くなります。

3 郵送による転出届の提出

加東市に住民登録がある方が、市外に転出される場合は、郵送で手続きいただけます。

※ 詳しくは、市ホームページをご覧ください。また、次のQRコードからも、直接アクセスいただけます。

4 転入・転居・世帯変更などの届出期間の延長

転入、転居、世帯変更など、住民票の異動は、異動日（引越しなどの日）から、14日以内の手続きを必要としていましたが、当分の間、異動日から14日を過ぎた場合でも、通常どおり手続きいただけます。

マイナンバーカードの電子証明書の更新について

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限が過ぎた場合、コンビニ交付サービス等の電子証明書を利用したサービスを利用いただけなくなるため、市役所での更新手続きが必要となります。電子証明書の有効期限が過ぎてしまった場合でも、無料で新しい電子証明書を発行することができますが、急ぎで更新を必要としない場合は、新型コロナウイルス感染症感染拡大を防止するために、手続きをお控えください。



新型コロナウイルス感染症感染拡大防止へのご協力をお願いについて
（来庁不要・期限延長お手続き等のお知らせ）

<https://bit.ly/2ZswpFK>

加東市国民健康保険・兵庫県後期高齢者医療広域連合の

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために、被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染（発熱等の症状があり、感染が疑われる場合を含みます。）し、その療養のために労務に服することができず、給与の全部、または一部を受けることができなかった場合は、申請により傷病手当金が支給されます。

申請方法 郵送

※ 申請される場合は、事前に保険医療課に電話でお問い合わせください。

市民協働部保険医療課（庁舎1階）

国民健康保険 担当：前田美聡 ☎43-0500

後期高齢者医療制度 担当：川居美香 ☎43-0501

新型コロナウイルス情報



市ホームページで新型コロナウイルスに関する
加東市の取り組み等をご覧ください。

<https://bit.ly/2zkxFQI>

新型コロナウイルス感染症の影響による 市税や公共料金の支払い猶予について

総務財政部総務財政課（庁舎4階）

担当：吉田彩花 ☎42-2281

新型コロナウイルス感染症の影響で、休業、失業による収入の減少等があり、一時的に市税や公共料金の納付が困難な方を対象に、その支払いを猶予する制度があります。納期内の納付が難しいと判断した時点で、各担当課にご相談ください。

相談方法 直接、電話

相談先 次の表の担当課にご相談ください。

市税や公共料金の名称	担当課	電話番号
市税・国民健康保険税	総務財政部税務課	☎43-0398
介護保険料	健康福祉部高齢介護課	☎43-0440
保育所等保育料・アフタースクール利用料	こども未来部 こども教育課	☎43-0546
学校給食費	教育振興部 教育総務課	☎43-0540
後期高齢者医療保険料	市民協働部保険医療課	☎43-0501
水道料金・下水道使用料	水道お客様センター	☎43-0538

市税や公共料金の名称	担当課	電話番号
市営住宅使用料	都市整備部都市政策課	☎43-0517
生活保護費返還金	健康福祉部社会福祉課	☎43-0407
住宅新築資金等貸付金償還金	市民協働部人権協働課	☎43-0544
市民病院医療費	加東市民病院医事課	☎42-5511
ケアホームかとう利用料	ケアホームかとう	☎42-5177
訪問看護サービス利用料	加東市訪問看護ステーション	☎42-5177

6月 は、児童手当現況届の提出月です

児童手当現況届は郵送で提出してください

児童手当を受給されている方は、毎年6月に「児童手当現況届」を提出していただく必要があります。この届は、前年中の所得状況を届け出いただき、継続して受給要件を満たすかを確認するためのものです。届け出がない場合は、6月分以降の支給が差止めとなりますので、必ず届出期限までに提出してください。

これまでは、特設受付会場を設置していましたが、今年は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために、郵送でのみ受け付けます。ご理解とご協力をお願いします。

なお、届出用紙は、6月初旬に対象の各家庭に郵送します。

対象 15歳以下のお子さんがある家庭 ※年齢基準日は、令和3年3月31日です。

届出期限 6月30日（火） ※必着

届出方法 郵送 ※必要事項を記入した届出用紙を同封の返信用封筒に入れて返送してください。
※記入方法などの詳細は、同封の案内文をご覧ください。

健康福祉部福祉総務課（庁舎1階） 担当：藤原悠 ☎43-0408 〒673-1493 加東市社50